（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の四第二項を次のように改める。

2　海岸局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　施行規則第二条第三十七号の四⑴に掲げるもの

イ　前項第一号（八及びホから力までを除く。）、第二号、第三号（ロを除く。）及び第四号に規定する条件に適合すること。

ロ　船舶局が間接的に同期をとるために時刻、位置の情報を周期的に送信できること。

ハ　船舶局に対して送信スロットの割当てを行うことができること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

二　施行規則第二条第三十七号の四⑵に掲げるもの

イ　前項第一号（ロ、八及びホから力までを除く。）及び第二号に規定する条件に適合すること。

ロ　イに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている海岸局に備える船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第一号
財務省令

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成二十七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金三千億円とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省令第一号
文部科学省令

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省令第一号・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令

第一条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第二条の二　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第三条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第三条の二　通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいう。以下この号において同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨